

# 鳥取県公報

昭和二十七年五月十六日  
金曜日  
第二千三百十二号

本書ノ大キサハ國定規格A五判

## 目次

- ◇規則 栄養士免許その他の手数料徴収規程の一部改正
- ◇告示 手数料の免除について  
通信地図修正のための測量  
土地改良区設立の予備審査の申請  
土地改良区の定款変更等認可  
普通水利組合の合併許可  
昭和二十七年産水稻、陸稻、蚕繭に適用する共済金額の基準額  
鳥取県農業再保険審査会規程外一件廃止  
医療機関の指定  
道路の指定
- ◇資格審査結果公告 第八十三号
- ◇正誤 昭和二十七年四月鳥取県公報第二、三〇二号鳥取県文化財保護條例中訂正

## 規則

栄養士免許その他の手数料徴収規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年五月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

### 鳥取県規則第三十二号

栄養士免許その他の手数料徴収規程の一部を改正する規則

栄養士免許その他の手数料徴収規程（昭和二十三年九月鳥取県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第三條の次に次の一條を加える。

第四條 第一條の規定にかかわらず知事が特別の事由があるときと認めるときは手数料を減免することができる。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し昭和二十七年四月十

00302

八日から適用する。

### 告示

#### 鳥取県告示第二百四十七号

栄養士免許その他の手数料徴收規程(昭和二十三年九月鳥取県規則第六十四号)第四條の規定に基き次の場合に限り昭和二十七年四月十八日から昭和二十八年四月十七日までの間手数料を免除する。

昭和二十七年五月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、昭和二十七年四月十七日鳥取市の火災による罹災者で左記に該当する場合

1、罹災前の営業を引き続き行なおうとするとき。

2、各種免許証、免許状、従事証、登録証明書及び認可証等の再交付を受けようとするとき。

二、鳥取市長の発行した罹災証明書により一施設一回又は一人一回の場合

#### 鳥取県告示第二百四十八号

通信地図修正のため次のように測量する旨広島郵政局長から通知を受けた。

昭和二十七年五月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、測量期間 昭和二十七年五月中 十二日間

一、測量地域 西伯郡大篠津村、和田村、中浜村、崎津村、富益村

#### 鳥取県告示第二百四十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五條第一項の規定により、西伯郡中浜村大字新屋永井芳房外十四名の者より深田川土地改良区設立の予備審査の申請があつた。よつて同法第六條第四項及び土地改良法施行規則(昭和二十四年農林省令第七十五号)第十一條の規定により、次のとおり公告する。

昭和二十七年五月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

00303

一、縦覧に供すべき書類の名称

(一) 予備審査に関する調査報告書

(二) 土地改良事業計画概要書

(三) 定款作成の基本となるべき事項

二、縦覧期間

昭和二十七年五月十七日から同年六月五日まで

三、縦覧の場所

西伯郡中浜村役場

〃 余子村〃

〃 上道村〃

〃 渡村〃

〃 境町〃

四、意見の提出

利害関係人及び申請人において縦覧に係る事項につき意見がある場合は縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に提出すること。

#### 鳥取県告示第二百五十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十條第二項及び同法第四十八條第一項の規定により、下中山村中井手土地改良区の定款変更及び新たな土地改良事業を行うことについて昭和二十七年五月九日認可した。

昭和二十七年五月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

#### 鳥取県告示第二百五十一号

天井川普通水利組合が、新井手普通水利組合及び高尾谷溜池普通水利組合を合併することについて、昭和二十七年五月九日許可した。

昭和二十七年五月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

#### 鳥取県告示第二百五十二号

農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)第六條並びに農業災害補償法の一部を改正する法律(昭和二十四年法律第二百一号)附則第四項の規定に基いて昭

和二十七年産水稻、陸稻、蚕繭に適用する反(瓦)当共済金額の基準額を次のように定める。

昭和二十七年五月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、昭和二十七年産の水稻に適用する反当共済金額の基準額

市町村の区分 反当共済金額の基準額

水稻の平均反当収量が二、二石以上又はこれに準ずるものとして報告のあつた市 六、〇〇〇円

町村 水稻の平均反当収量が一石七斗以上二、二石未満又はこれに準ずるものとして報告のあつた市町村 四、四〇〇円

水稻の平均反当収量が一石七斗未満又はこれに準ずるものとして報告のあつた市町村 二、八〇〇円

二、昭和二十七年産の陸稻に適用する反当共済金額の基準額

市町村の区分 反当共済金額の基準額

陸稻の平均反当収量が八斗以上一石未満又はこれに準ずるものとして報告のあつた市町村 三、二〇〇円

陸稻の平均反当収量が八斗未満又はこれに準ずるものとして報告のあつた市町村 二、四〇〇円

三、昭和二十七年産の蚕繭に適用する反当共済金額

市町村の区分 反当共済金額の基準額

蚕繭の平均反当収量が甲基準以上又はこれに準ずるものとして報告のあつた市町村 四四〇円

鳥取県告示第二百五十三号

次に掲げる告示は廃止する。

昭和二十七年五月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県農業再保険審査会規程(昭和十七年一月鳥取県告示第二十七号)

鳥取県農業再保険審査会規程施行規則(昭和十七年一月鳥取県告示第二十八号)

鳥取県告示第二百五十四号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六條

の規定により昭和二十六年三月三十一日附をもつて医療機関を次の通り指定する。

昭和二十七年五月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

第一種 船岡村国民健康保険直営診療所 八頭郡船岡村大字船 智頭保健所

宮下 医院 西伯郡泉村大字河岡 米子

坂本 医院 〇鳥取市賀露町一三三 鳥取

浦生村診療所 岩美郡浦生村大字蒲 鳥取

第二種 小畑 医院 〇大岩村大字大 鳥取

小橋 医院 〇鳥取市吉方町九〇 鳥取

鳥取県告示第二百五十五号

建築基準法施行規則(昭和二十五年十一月建設省令第四十号)第八條の規定により次の通り道路を指定した。

昭和二十七年五月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

申請人の住所氏名 指定場所 道路の巾員延長 図面

米子市兩三柳三七 米子市阿部 延長三六、三〇

五七番地 外浜六〇二メートル 省略

細田 茂 番地 巾員四メートル

公 告

資格審査結果公告第八十三号

(自昭和二十七年四月一日 至昭和二十七年四月二十八日)

昭和二十七年五月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、この表は、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和二十二年勅令第一号)、市町村長の立候補禁止に関する件(昭和二十二年勅令第三号)、昭和二十二年勅令第一号施行に関する件(昭和二十二年閣令内務省令第一号)及び昭和二十三年政令第六十二号の規定により鳥取県知事が行つた資格審査の結果である。

00306

二、この表は、最も広く公表するものである。市町村役場はこの公報を受けたならば直ちにこれを掲示しなければならぬ。この掲示は少くとも一箇月間継続し、次の新公報を受け取つたときはこれと取り換え、取り換えた公報はこれを破棄することなく、公衆の参照に供し得るように、市町村役場に編つて保存するものである。

三、この表に掲載された者であつて、資格審査の完了した者の調査表は鳥取県庁に保管し、これを公衆の閲覧に供する。

何人でも要求すれば前項の調査表を自由に閲覧することが出来る。

資格審査の結果は次の通りである。

資格審査人員数 七十名

非該当決定者 七十名

審査を受けた公職及びその氏名

(1) 昇任又は任命予定者

○人権擁護委員

鳥取市 中山淳太郎 竹谷好子

米子市 山根英師  
○民生委員  
千代水村 尾田整道 徳持嘉兵衛 坂本條太郎  
木村熊治  
大郷村 山本信治 中谷卓治 高田栄治  
源 義治

○市民委員

小田村 山田正春

日置谷村 松下実平 中原和夫 高田志加

谷口とよ 大西春美 山本定雄

河原町 柳井五郎 山根良藏 谷本 醇

隼 村 西尾愛子 上田サダ 森本壽男

橋津村 梅原祐太郎 鳥山ふん

勝部村 倉光治雄 土橋辰三 谷尻敏男

日野村 菅田正雄

大 村 中村 勝

○かうも井手土地改良区理事

田中原太郎

○市町村普通公職者

00307

鳥取市 井本雅子 鳥飼実 前田壽美 吉田竜太郎  
舛本孝 小原一郎 森熊雄 島本三藏  
茨木美映子 西尾保男 安田陽子 三好健  
松村勝代 河原通明 村上潔 谷口孝子  
石川宏 山本拓 前川浩一 三輪善次郎  
徳永竜之介 栗崎昇三 霜田春美 岩本伸子  
上村信夫 白間政行 松本哲夫 泉徳二郎  
大森信夫 谷口一郎 西村賢治 稻干実男  
後藤幸子  
高麗村 松南政好  
日野村 小谷三郎  
○村農業協同組合役員  
泊 村 鳥羽福藏 石原好正 上野豊

正 誤

昭和二十七年四月十一日鳥取県公報第二千三百二号鳥取県文化財保護條例中誤植があるので次のように訂正する。

頁	段	行	誤	正
二	下	四	古文書民族資料	古文書、民俗資料
二	八	八	「史路名勝天然記念物」	「史跡名勝天然記念物」
三	上	五	定数は、十五人以上とし、	定数は十五人以上とし、
三	上	五	定数は、十五人以上とし、	定数は十五人以上とし、
四	上	十一	保護文化財が滅失し、	保護文化財が滅失し、
四	上	十一	その任期は、二年とする。	その任期は二年とする。
四	下	四	管理方法の改善、	管理方法の改善、
四	下	四	必要を勧告を	必要な勧告を
五	上	十七	滅失し又はき損	滅失し、又はき損
五	上	十七	滅失し又はき損	滅失し、又はき損
六	下	六	史跡天然記念物	史跡名勝天然記念物
十一	下	六	史跡天然記念物	史跡名勝天然記念物
十一	下	六	滅失又はき、損の	滅失又はき、損の
十一	下	六	滅失又はき、損の	滅失又はき、損の
十五	下	六	史跡名勝天然記念物	史跡名勝天然記念物
十五	下	六	史跡名勝天然記念物	史跡名勝天然記念物